

(新)

【参考：根拠法令】

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【参考：経緯】

○平成11年：環境保全率先行計画（第1期）の策定

○平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ

○平成15年：第2期計画を策定

○平成19年：第3期計画を策定

○平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）

○平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定

○平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1％削減義務等を踏まえ、「環境保全率先行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

○平成29年9月：第4期計画を改定

○令和3年3月：第5期計画を策定

○令和5年3月：第5期計画を改定

(旧)

2 法令上の位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に定める「地方公共団体実行計画」として策定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

【参考：経緯】

○平成11年：環境保全率先行計画（第1期）の策定

○平成12年：地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、沖縄県の事務事業に関する温室効果ガスの排出抑制等を定めた地方公共団体実行計画として、同計画を位置づけ

○平成15年：第2期計画を策定

○平成19年：第3期計画を策定

○平成20年6月：同法の改正により、区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等に関する施策を定めるよう義務付けがなされる（事務事業に関する施策に併せて、区域に関する施策を定めるよう義務付け）

○平成23年3月：沖縄県の区域における温室効果ガスの排出抑制等を図るための地方公共団体実行計画として、沖縄県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定

○平成24年2月：区域施策編における温室効果ガス排出量の予測や目標等を参考にしつつ、また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正によるエネルギー使用量年1％削減義務等を踏まえ、「環境保全率先行計画（第4期）－沖縄県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）－」を策定

○平成29年9月：第4期計画を改定

○令和3年3月：第5期計画を策定

○令和5年3月：第5期計画を改定

(新)

3 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 温室効果ガス排出量の削減
- (2) 省資源の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 環境配慮型製品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 ・ ・ 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

4 計画の運用

- (1) PDCAサイクル

第5章に示しているPDCAサイクルにより運用する。

- (2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進捗管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

- (3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

～第2章 (p6-10) 省略～

(旧)

5 環境配慮行動の四つの原則

- (1) 温室効果ガス削減等の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の削減
- (2) 省資源の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 上水使用量・コピー用紙使用量の削減
- (3) グリーン購入の推進 ・ ・ ・ ・ ・ 環境配慮型製品の購入
- (4) 廃棄物の減量化、リサイクルの推進 ・ ・ 廃棄物排出量の削減、リサイクル率の向上

6 計画の運用

- (1) PDCAサイクル

第5章に示しているPDCAサイクルにより運用する。

- (2) 点検・公表

計画の効果的な推進を図るため、環境基本計画推進会議において進捗管理を行うとともに、とりまとめ結果を公表する。

- (3) 普及啓発

職員一人一人の行動が環境に配慮したものとなるよう周知・啓発を推進する。

～第2章 (p4-8) 省略～

(新)

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減の推進

(1) 温室効果ガス排出量の削減目標

政府実行計画等を踏まえて、本県の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を以下のとおり設定する。

温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度に、2019（令和元）年度比で25%（2013（平成25）年度比で33%）削減することを目標とする。

※ 目標値は、計画最終年度（令和12年度）における実績値（令和11年度実績）で評価する。

項 目	基準年度 (2019年度)	目標年度 (2030年度)	参考年度 (2013年度)
温室効果ガス総排出量	37,545 t-CO ₂	28,159 t-CO ₂	41,764 t-CO ₂
削減率	-	25%	33%

※ 基準年度、参考年度の温室効果ガス総排出量は、以下の理由から下記①～⑥を除外している。また、令和3年度に県立芸術大学、令和4年度に県立看護大学が公立大学法人化し、本計画の対象外施設となったことから、除外して算出した。

第5期計画における温室効果ガス削減目標の設定において、以下の事項については施設の燃料使用量等が天候や時勢の変化など、外部要因によって左右される可能性があり、本計画において各職員の率先した取組の効果を評価する対象として適当でないため、対象外とする。

- ① 企業局 ：水道用水供給事業及び工業用水道事業（本庁舎を除く。）
- ② 県警本部 ：警察車両・船舶の燃料使用量
- ③ 教育庁 ：全ての県立学校
- ④ 病院事務局：全ての県立病院
- ⑤ 土木建設部：全ての浄化センター（ポンプ場等関連施設を含む。）
- ⑥ 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

※ なお、上記①～⑥については、引き続き温室効果ガス排出量に係る各種データについて集計・監視を行い、温室効果ガス排出量の削減及び「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）」に基づき各任命権者部局（企業局、病院事業局など）ごとに定められている「エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を年平均1%の低減」の達成に向けて、連携して取り組んでいくこととする。

以上の対象外項目を除いた沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2009（平成21）年度の約5.7万t-CO₂から2019（令和元）年度には約4.0万t-CO₂（2009年度比約30%減少）となっており、着実に温室効果ガスの排出削減が図られている。（図3）

(旧)

第3章 計画の目標

1 温室効果ガス削減等の推進

(新設)

温室効果ガスの総排出量を、2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で25%削減する。（県の事務・事業によるエネルギー使用量を、2030（令和12）年度までに2019（令和元）年度比で10%削減する。）

※ 目標値については、計画最終年度（令和12年度）における実績値（令和11年度実績）で評価する。

(新設)

第5期計画におけるエネルギー使用量及び温室効果ガス削減目標の設定において、以下の事項については対象外とする。

- (1) 企業局 ：水道用水供給事業及び工業用水道事業におけるエネルギー（庁舎管理に伴う燃料：電気含む）使用量
- (2) 県警本部 ：警察車両・船舶の燃料使用量
- (3) 教育庁 ：全ての県立学校
- (4) 病院事務局：全ての県立病院
- (5) 土木建設部：全ての浄化センター
- (6) 公共事業（委託等によって実施される各種公共工事等）、その他外部への委託（指定管理者制度等）

上記(1)～(6)については、引き続き温室効果ガス排出量に係る各種データについて集計・監視を行い、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づき各任命権者部局（企業局、病院事業局など）ごとに定められている「年1%のエネルギー使用量の削減」の達成に向けて、連携して必要な支援を行っていくこととする。

以上の対象外項目を除いた沖縄県の事務事業における温室効果ガス排出量は、2009（平成21）年度の約5.7万t-CO₂から2019（令和元）年度には約4.0万t-CO₂（2009年度比30.3%減少）となっている。電力やA重油・ガソリン等を含めた全てのエネルギー使用量は、2009（平成21）年度の約26.6万t-CO₂から2019（令和元）年度には約20.1万t-CO₂（2009年度比24.5%減少）となっており、着実に省エネが図られている。

(新)

本計画では、各施設等における**燃料及び電力使用量を削減するとともに、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入等の対策に努め、2030（令和12）年度（令和11年度実績）において、温室効果ガスの総排出量を2019（令和元）年度比で25%（2013（平成25）年度比で33%）削減すること**を目標とする。

なお、電力使用に伴う温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化や再生可能エネルギー導入率の増加に伴う電力排出係数の低下（15%削減）を前提とした。

(削除)

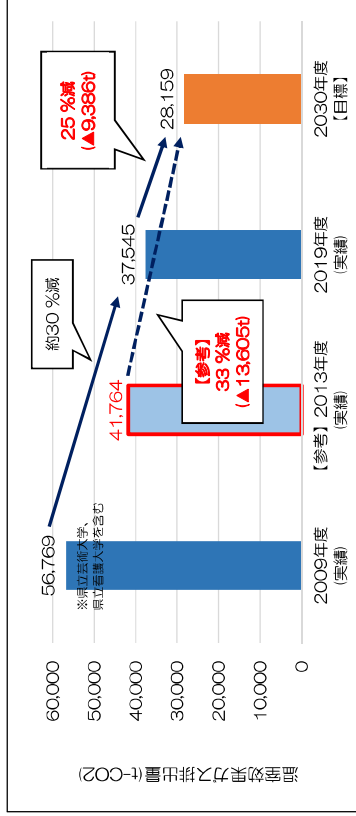


図3 温室効果ガス排出量の削減目標

(削除)

※ 第5期計画において新たに目標対象外となった「土木建築部：浄化センター」「病院事業局：全ての県立病院」を除いた数値を示す。

※ 令和3年度及び令和4年度に公立大学法人化し、本計画の対象外となった県立芸術大学、県立看護大学については、2013年度実績値、2019年度実績値、2030年度目標値からその寄与分を除外した数値を示す。

(旧)

本計画では、省エネ法等を基に、各施設等におけるエネルギー使用量を、令和12年度（令和11年度実績）までに2019（令和元）年度比で10%削減することを目標とする。各行政施設においては、省エネ対策と併せて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入等に取り組む。

エネルギー使用の削減に伴う、温室効果ガスの総排出量は、沖縄電力の発電燃料の低炭素化（再生可能エネルギー導入率の増加）に伴う電力排出係数の低下（15%削減）を前提とし、エネルギー使用量の削減分と併せて、計画期間内に25%削減することが見込まれる。

省エネルギーの実行目標（令和元年度比）

事務事業におけるエネルギー使用量を全体で(※)10%削減する

※電気及びA重油、ガソリン等の燃料を全てJ（ジュール）に換算し、その合計値で基準年度（令和元年度）比10%削減を目標とする。

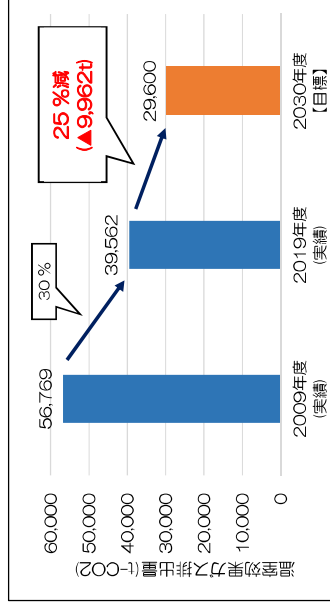


図3-1 温室効果ガス排出量の削減目標

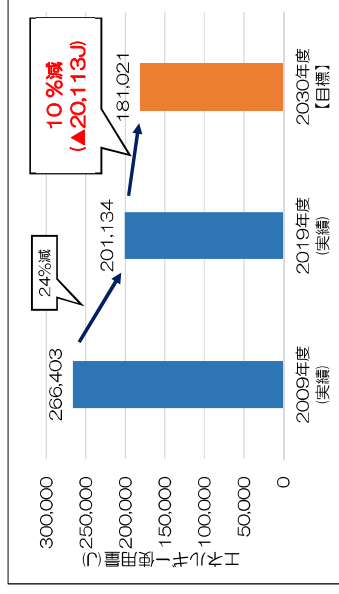


図3-2 エネルギー使用量の削減目標

※2009年度、2019年度の値は、第5期計画において新たに目標対象外となった「土木建築部：浄化センター」「病院事業局：全ての県立病院」を除いた数値を示す。

(新) (2)目標達成に向けた取組の目標 本計画では、目標達成に向けた取組の目標を以下のとおり定め、各行政施設において積極的に取り組む。 ① 太陽光発電の導入 2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50％に太陽光発電設備を設置することを目指す。その際、必要に応じ、蓄電池の設置やP A等の活用も検討する。 ② 建築物における省エネルギー対策の徹底 2030年度には新築建築物はZ E B Ready 以上となることを目指す。 ※ Z E B Ready：50％以上の省エネ等を図った建築物 ※ Z E B Oriented：30～40％以上の省エネ等を図った建築物 ③ 公用車の電動化 県の公用車（普通車両）について、2030年度には1/2を電動車（電気自動車及びプラグインハイブリッド車とし、ハイブリッド車含まない）とする。 ※ 電動車への転換の対象は、普通乗用車及び小型乗用車とし、軽自動車及び特殊車両、乗合車両は除く。 ※ 1(1)で対象外とした事業の用に供する車両については含まない。 ④ LED照明の導入 県管理施設全体（無人施設を除く）のLED照明の導入割合を2030年度までに100％とする。 ⑤ 再生可能エネルギー電力調達の推進 2030年度には、県管理施設で使用する電力の50％を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。 ～「2 省資源の推進」、「3 グリーン購入の推進」、 「4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進」(p14-15) 省略～	12
---	-----------

(旧) (新設) ～「2 省資源の推進」、「3 グリーン購入の推進」、 「4 廃棄物の減量化、リサイクルの推進」(p11-12) 省略～	10
---	-----------

第4章 取り組むべき環境配慮行動

本計画の目標を達成するため、各項目において、次の内容で取り組むこととする。なお、取組に当たっては、すべての職員が実践に移していくことが必要不可欠であることから、資料編に取組項目のチェックリストを付す。

1 温室効果ガス削減の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理及び再生可能エネルギー電力の使用

項目	取組内容
空調関係	- 空調の稼働中は、吹き出し口には物を置かない。 - 空調を稼働していない部屋や廊下に通じる扉の開放を控える。 - 夏季における執務室での軽装（かりゆしウェア等）を励行する。 - 適温設定（冷房は28℃）や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。
照明関係	- 照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみに点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。 - 廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。 - 不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。 - 晴天時には窓際の照明を消灯するなど、適切な照度の範囲内で照明を使用する。
動力関係	- 庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。 - 利用頻度に応じたエレベータの効率的な稼働に努める。 - エレベータが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。
OA機器、家電製品等関係	- 屋休みや時間外等、OA機器（コピー機、プリンター等）を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。 - 業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。 - 家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の削減を図る。 - 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先するように努める。
エネルギー節約の一般的な対応	- 定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。 - OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。 - 出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。
再生可能エネルギー電力の使用	電力調達の際は、再生可能エネルギー電力の選択（太陽光発電等の自家消費を含む）に努める。

第4章 取り組むべき環境配慮行動

本計画の目標を達成するため、各項目において、次の内容で取り組むこととする。なお、取組に当たっては、すべての職員が実践に移していくことが必要不可欠であることから、資料編に取組項目のチェックリストを付す。

1 温室効果ガス削減等の推進

(1) 省エネルギーに配慮した施設等の使用、管理

項目	取組内容
空調関係	- 空調の稼働中は、吹き出し口には物を置かない。 - 空調を稼働していない部屋や廊下に通じる扉の開放を控える。 - 夏季における執務室での軽装（かりゆしウェア等）を励行する。 - 適温設定（冷房は28℃）や運転期間の設定等を行い、電力や燃料使用量の削減を図る。
照明関係	- 照明等は、こまめに消灯する。特に執務室において、早朝、夜間などの時間外に業務を行うときは、必要な箇所のみに点灯する。また昼休みの時間は一斉に消灯する。 - 廊下、トイレ及び地下駐車場等の照明は、支障のない範囲で間引き消灯を行う。 - 不要時・不用場所の消灯を徹底する。特に会議室、給湯室、休憩室、倉庫等の利用後の消灯徹底を図る。 - 晴天時には窓際の照明を消灯するなど、適切な照度の範囲内で照明を使用する。
動力関係	- 庁舎での3、4階程度の昇降移動は、エレベータの使用を自粛し階段の利用に努める。 - 利用頻度に応じたエレベータの効率的な稼働に努める。 - エレベータが複数台数ある場合の稼働は、時間外や閉庁日等時間帯による間引き運転を行う。
OA機器、家電製品等関係	- 屋休みや時間外等、OA機器（コピー機、プリンター等）を使用しないときは、省エネモードにするか主電源又は予熱電源をこまめに切る。 - 業務に支障のないかぎり、パソコンは省エネモードで使用する。 - 家電製品等を長時間使用しない場合は、プラグを抜き、待機電力の削減を図る。 - 待機電力削減のため、延長コード購入時は、コンセントごとに通電を止められるスイッチ付きタップを優先するように努める。
エネルギー節約の一般的な対応	- 定時退庁、時間外勤務の縮減等、庁舎利用の省タイムに努める。 - OA機器など電気機器は集中管理の徹底により台数を削減する。 - 出先機関は、積極的に省エネルギー診断を受診する。

(新設)